

議第 1 号議案

高額療養費制度の見直しは慎重審議するよう求める意見書について

高額療養費制度の見直しは慎重審議するよう求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 7 年(2025年) 2 月 2 5 日

提出者	越谷市議会議員	山	田	大	助
	越谷市議会議員	山	田	裕	子
賛成者	越谷市議会議員	後	藤	孝	江
	越谷市議会議員	小	口	高	寛
	越谷市議会議員	土	屋	来	夢
	越谷市議会議員	工	藤	秀	次
	越谷市議会議員	大和田			哲
	越谷市議会議員	清	水		泉
	越谷市議会議員	大	田	ちひろ	
	越谷市議会議員	白	川	秀	嗣

高額療養費制度の見直しは慎重審議するよう求める意見書

高額療養費制度は、大きな病気や事故で高額な医療費がかかった際、患者の自己負担を年収に応じて月ごとの上限を設けるものであり、全世代にとって欠かせないセーフティーネットです。

現在国会で審議中の新年度予算案には、高額療養費制度について、低所得者も含めすべての所得層での上限の引き上げが、盛り込まれています。これは法改正抜きでできるため、国民の命と安心に直結する制度の変更が、国民に十分に知らされないまま進むことが懸念されます。

例えば低所得層では、70歳未満、住民税非課税の人の上限額は、現在月3万5,400円ですが、住民税非課税となるおよその目安（単身の被雇用者）は年収100万円以下で、現状でも負担は重すぎます。これを3万6,300円に引き上げます。70歳以上の外来診療の負担限度額も、収入によって月5,000円～1万円引き上げ、受診抑制を招きかねません。引き下げが必要ではないでしょうか。

政府は「現役世代を中心に保険料が増加」したとして、現役世代の保険料軽減のためとしています。しかし加入者1人当たりの保険料軽減額は、引き上げの最終段階でも月417円、労使折半後はその半額の208円にとどまります。一方で国の財政負担は、最終的に1,100億円削減される見込みです。これでは現役世代にも恩恵が少なく、低所得層を含む国民全体への負担増となりかねません。

よって国会及び政府においては、高額療養費制度の見直しの審議は慎重におこなうよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年2月25日

埼玉県越谷市議会

《意見書提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣